

天皇制論を読み直す(四)

——創られた伝統の解義——

大塚 桂

三 『憲法義解』をめぐる諸問題

かつて、鈴木安蔵により『憲法義解』の検討がなされたが、必ずしも憲法学界にあって真正面から取り上げられることはなかった。一般的な理解として、『義解』は大日本帝国憲法の公定注釈書として位置付けられている。はたして、大日本帝国憲法体制にあって、憲法学者たちは『義解』に忠実な学理解釈をしていたのであろうか。『義解』はどれほどまでの学的影響力をもっていたのであろうか。

(一) 『憲法義解』の前提

いうまでもなく、大日本帝国憲法は「五箇条の御誓文」(明治元年)「議院憲法の詔」(明治七年)「立憲政体樹立の詔」

(明治八年)「国会開設の勅諭」(明治一四年)などの延長線上に位置付けられる国家基本法である。これらの政治的文書の意義については、拙著『明治国家の基本構造』に委ねたい。本章では、大日本帝国憲法の告文、勅語、上諭をおさえておく。

①皇室典範および帝国憲法制定に関する御告文では、

「皇朕レ謹ミ畏ミ」

皇祖

皇宗ノ御靈ニ誥ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ宝祚ヲ繼承シ旧図ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ顧ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ随ヒ宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ条章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト為シ外ハ以テ臣民翼賛ノ道ヲ広メ永遠ニ遵行セシメ益々国家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八州民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ比シ皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ胎シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ举行スルコトヲ得ルハ洵ニ

皇祖

皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由テラサルハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神佑ヲ祀リ併セテ朕カ現在及将来ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテムラセラムコトヲ誓フ庶幾クハ
神靈此シテ鑒ミタマヘ」

とされている。皇祖、皇宗、皇考こそが、明治天皇の統治権の淵源とされている。つまり、天照大御神、神武天皇、そして孝明天皇の威靈を受け継ぐ明治天皇が大日本帝国憲法を制定したことを明確化している。この点は、憲法発布勅語にあっても垣間見られるところである。

②憲法発布勅語では、

「朕国家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大権ニ依リ現在及将来ノ臣民ニ対シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス

惟フニ我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝国ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト並ニ臣民ノ忠実勇武ニシテ国ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル国史ノ威跡ヲ胎シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉礼シ朕カ事ヲ奨順シ相与ニ和衷協同シ益々我カ帝国ノ光榮ヲ中

外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負担ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ」

とし、勅語にあつては、天皇と臣民との協力・輔翼によつて大日本帝国が将来にわたり発展していくことを期するとしている。上諭にあつては、万世一系が前面に出されている。

③ 帝国憲法上諭では、

「朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ万世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ恵撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ慶福ヲ増進シ其ノ懿徳良能ヲ發達セシMEMコトヲ願ヒ又其ノ翼賛ニ依リ与ニ俱ニ国家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四念十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

国家統治ノ大権ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ伝フル所ナリ朕カ子孫ハ将来此ノ憲法ノ条章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ…」

とあり、万世一系の帝位、国家統治の大権は祖宗から淵源することをうたいあげている。

ところで、④『帝国憲法義解』にあつては、

「祖宗の遺業に依り、其の源を疏して其の流を通ずる者なり」⁽²⁾

「恭て按ずるに、天皇の宝祚は之を祖宗ニ承け、之を子孫に伝ふ。国家統治権の存する所なり。」⁽³⁾

とあり、天皇の統治権の依つてたつところを強調している。天皇の統治権にしても憲法制定にしても、天皇の皇位に由来するものである。それだけに、

⑤『典範義解』において述べられているように、皇位を規定することになる『皇室典範』が国家統治構造上重視されてくる。

「祖宗国を肇め、一系相承け、天壤と与に無窮に垂る。此れ蓋言説を仮らずして既に一定の模範あり。以て不易の規準たるに因るに非ざるはなし。今人文漸く進み、遵由の路必憲章に依る。而して皇室典範の成るは実に祖宗の遺意を明徴にして子孫の為に永遠の銘典を胎す所以なり。」

皇室典範は皇室自ら其の家法を条定する者なり。故に公式に依り之を臣民に公布する者に非ず。∴皇室の家法は祖宗に承け、子孫に伝ふ。既に君主の任意に制作する所に非ず。又臣民の敢て干渉する所に非ず。⁽⁴⁾

皇位の継承は古来からの、不改常典なのである。

⑥『皇室典範』では、

「天佑ヲ享有シタル我カ日本帝国ノ踐祚ハ万世一系歴代継承シ以テ朕カ体ニ至ル惟フニ祖宗肇国ノ初大憲一

天皇制論を読み直す(四) (大塚)

天皇制論を読み直す(四) (大塚)

六

タヒ定マリ昭ナルコト日星ノ如シ今ノ時ニ当リ宜ク遺訓ヲ明徴ニシ皇家ノ成典ヲ制立シ以テ丕基チ永遠ノ強固ニスヘシ」

とした上で、各条規が定められる。

『典範』「第一条 大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系之ヲ繼承ス」との規定に関して、『義解』では、

「皇位の繼承は祖宗以来既に明訓あり。和氣清麻呂還奏の言に曰く、『我国家開闢以来、君臣分定矣、以臣為君未之有也、天之日嗣、必立皇緒』と。⁶⁾」

「祖宗の皇統とは、一系の正統を承くる皇胤を謂ふ。…皇統にして皇位を繼ぐは必一系に限る。而して二三に分割すべからず。天智天皇の言に曰、『天無雙日国無二王』と。⁶⁾」

「本条の意義を約説するに、祖宗以来皇祚繼承の大義炳焉として日星の如く、万世に互りて易ふべからざる者、蓋左の三大則とす。

第一 皇祚を踐むは皇胤に限る。

第二 皇祚を踐むは男系に限る。

第三 皇祚は一系にして分裂すべからず。⁷⁾」

などと注釈している。

皇位を承継している明治天皇は正統であるのが確認される。明治天皇が、正統な皇位継承者の立場から、皇室典範を定め、大日本帝国憲法を發布したことになる。

典範「第十条 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク」

『義解』では、

「神祖以来鏡、劍、璽三種の神器を以て皇位の御守と爲したまひ、歴代即位の時は必神器を承くるを以て例とせられたり。」

「上古は踐祚即ち即位にして両事に非ず。令義解に「天皇即位、謂之踐祚、祚、位也」とある、是れなり。此の時より踐祚の日に神器を奉られたり。」⁽⁸⁾

と解釈している。神器については、三種の神器（皇室典範第一〇条）、高御座、御帳台（「登極令」即位当日紫宸殿ノ儀）などの規定がみられる。

典範「第十一条 即位ノ礼及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ」

『義解』の解説にしたがえば、

「本条に京都に於て即位の礼及大嘗を行ふことを定むるは、大礼を重んじ、遺訓を恪み、又本を忘れざるの意を明にするなり。」

天皇制論を読み直す(四) (大塚)

天皇制論を読み直す(四) (大塚)

八

大嘗の祭は神武天皇元年以来歴代相因て大典とはせられたり、蓋天皇位に即き天祖及天神地祇を請饗せらるるの礼にして、一世に一たび行はるる者なり。」⁽⁹⁾

とされる。ところで、典範が制定されたあと、「皇室令」、「同祭祀令」の制定作業がつづいていた。「登極令」(明治四年)の規定を整理してみたい。践祚、即位、大・新嘗祭等に関してである。

「第一条 天皇践祚ノ時ハ掌典長ヲシテ賢所ニ祭典ヲ行ハシメ且践祚ノ旨ヲ皇靈殿神殿ニ奉告セシム」

「第七条 即位ノ礼及大嘗祭ヲ行フ期日定マリタルトキハ之ヲ賢所皇靈殿神殿ニ奉告シ勅使ヲシテ神宮神武天皇山陵並前帝四代ノ山陵ニ奉幣セシム」

「第十二条 即位ノ礼ヲ行フ当日勅使ヲシテ之ヲ皇靈殿神殿ニ奉告セシム大嘗祭ヲ行フ当日勅使ヲシテ神宮皇靈殿神殿並官国幣社ニ奉告セシム」

「第十六条 即位ノ礼及大嘗祭訖リタルトキハ天皇皇后ト共ニ神宮神武天皇山陵並前帝四代ノ山陵ニ謁ス」

要するに、政治的に意味合いを有するのは第七条であり、明治天皇が崩御した場合を想定し、ハ御桃園―光格―仁孝―孝明―明治Ⅴの系統、つまり閑院宮家出身の歴代天皇に対して奉告することを強調している点である。万世一系といっても、結局は光格以降の血統こそが重要視されてくるのである。

「皇室祭祀令」(明治四一年)にあっても、第九条で大祭として、

紀元節 二月十一日

神武天皇祭 四月三日

先帝祭 毎年崩御日ニ相当スル日

先帝以前三代ノ式年祭 崩御日ニ相当スル日

を規定している。

また、「第十八条 神武天皇及先帝ノ式年祭ハ陵所及皇靈殿ニ於テ之ヲ行フ但シ皇靈殿ニ於ケル祭典ハ掌典長之ヲ行フ」、との規定もある。

要するに、皇室祭祀に関しては、皇祖神祭祀（新嘗・神嘗祭）とともに皇靈祭祀（神武天皇祭・先帝祭・先帝以前三大式年祭）が重視される。皇室祭祀の二つの柱といつてよい。宮中三殿のうち、賢所（天照大御神）、皇靈殿（神武天皇・歴代天皇）、神殿（八百万神・天神地祇）の序列が定まる。最高神は天照大御神であり、神人である神武天皇がならび祭られるようになる。

『典憲』体制にあつては、

皇祖

皇宗

皇考

以上が至高なる祭神である。と同時に、祖先靈があらたな皇室祭祀の対象として位置付けられた。本稿の「問題の所在」にあつて指摘したように、「五箇条の御誓文」の際には、天神地祇に天皇がお誓い申し上げていた。この段

階では、皇祖、皇宗、皇考が明確にされていたわけではなかった。ところで、明治維新の際のスローガンは、神武創業であつたはずである。政治的には意味合いを持ちえたとしても、祭祀の面ではいまだ神武天皇ははっきりと位置付けられてはいない。その後、「神武創業」↓「天神地祇」↓「皇祖・皇宗・皇考」と変化している。なぜだろうか。皇祖皇宗という言い回しについても、いままでの憲法研究者たちに見れば特段疑問に感じていないようである。「皇室典範」における天皇の皇位の正統性、天皇が国体を明徴にするために大日本帝国憲法を制定し公布した。典憲体制といわれるように、第一義には皇室典範が重んじられるのが、大日本帝国憲法体制の特色なのである。大正七年一月の「皇室典範増補」では、「朕惟フニ祖宗ノ遺範ヲ紹述シ時ニ随ヒ宜ヲ制シ以テ国運ノ進展ニ順応スルハ皇考ノ宏謨ニシテ」とあり、皇考＝明治天皇を正当性の淵源として位置付ける動きがみられはじめ。この点について論ずる憲法学者が出てくる。後述したい。

議論を戻して、神武天皇の位置付けとはどのようなものであつたらうか。まず、『日本書紀(巻第三)』では、

「神日本磐余彦天皇〔神武天皇〕：年四十五歳に及びて、諸兄及び子等に謂りて曰はく、昔我が天神、高皇産靈尊、大日靈尊、此の豊葦原瑞穗国を挙げて、我が天祖彦火瓊杵尊に授けたまへり。是に、彦火瓊瓊杵尊、天閔を關關きて、雲路を披け、仙蹕駆ひて戻止ります。是の時に、運、鴻荒に属ひ、時、草昧に鍾れり。故、蒙くして正を養ひて、此の西の偏を治らす。皇祖皇考、乃神乃聖にして、慶を積み暉を重ね、多に年所を歴たり。」¹⁰⁾

との記載がある。ここにあっては、

天神 || 高皇産靈尊、大日靈尊 (アマテラスオオミカミ天照大神)

天祖 || ニニギノミコト

皇祖 皇孝 || 神武

と整理されよう。

幕末期における朝廷関係者にあつては、神武天皇をどのように評価していたのだろうか。まず、

⑦ 『孝明天皇宸翰』(安政五年六月二日) では、

「日本ニ於テハ忝クモ子孫相統正流ニシテ他流ヲ用キス神武帝ヨリ皇統連綿之事誠ニ他国ニ例ナク日本ニ限
ル事偏ヘニ天照大神之仁慮言語ニ盡シ難ク^①」

「…万機之政務ヲ聴キ治国候事力ニ及ハス其上夷一件之儀申ス俟聞候テハ天神地祇皇祖ニ対シ奉リ申訳ナク
…」^②

とあり、神武天皇より連綿として皇位が継承されてきたことを強調している。

⑧ 『岩倉公実記(中)』(慶応三年) では、

「王政復古ハ務メテ度量ヲ宏クシ規模ヲ大ニセントヲ要ス故ニ官職制度ヲ建定センニハ当サニ神武帝ノ肇
基ニ原ツキ寰宇ノ統一ヲ図リ万機ノ維新ニ従フヲ以テ規準ト為スヘシ」^③

天皇制論を読み直す(四)(大塚)

天皇制論を読み直す(四) (大塚)

一一一

との記述がみられ、神武創業が維新のスローガンであることが確認できる。

⑨ 『王政復古の大号令』(慶応三年)でも、

「…自今撰閣幕府等廢絶即今先仮リニ総裁議定参与之三職ヲ置レ万機可被為行諸事神武創業ノ始ニ原ツキ…」⁽¹⁴⁾

とあり、神武創業が高揚されている。

⑩ 『神宮への即位宣命』(明治元年八月)では、

「…伊勢乃度会乃五十鈴乃下津磐根爾大宮柱広廣立氏高天原爾千木高知氏称辞定奉留天照坐皇大神…」⁽¹⁵⁾

「…方今天下乃大政古爾復志給比弓櫃原宮爾御宇志天皇御創業乃古爾基岐大御世袁弥益々爾吉岐御代止固成賜波牟…」⁽¹⁶⁾

とし、皇祖Ⅱ皇宗の原型の端緒がみられてくる。

⑪ 『祭政維一の勅旨を以て、国是の確立を天神地祇および列聖の神靈への奉告』(明治二年六月)においては、

「…天御祖大御神乎始奉利互、天神地祇八百万神乃宇豆乃大御前…」

「天津神地神八百万神等」⁽¹⁷⁾

アマテラスが重視されている。

⑫ 『即位式寿詞』では、

「…掛卷毛畏伎明神止大八洲所知食須天皇乃天津御位爾登里賜倍留…」

「…高天原爾天神諸伊邪那岐命伊邪那美命二柱乃大神爾此多陀用幣流国乎修理固成止詔知弓言依志賜此伎次伊邪那岐命天照大御神爾詔久汝命波高天原乎所知止事依而賜此伎次天照大御神高木神之命以弓皇御孫之命乎天津高御座爾坐弓天津璽止為弓八尺勾瓊八咫鏡草那芸劍三種乃神宝乎捧持賜比天言寿岐宣波久皇我宇都御子皇御孫命比乃天津高御座爾坐弓天津日嗣乎天地乃共万千秋乃長五百秋爾大八洲豊原乃瑞穂之国乎安国止平氣久所知食止言寄奉賜比伎…」⁽¹⁸⁾

とあり、アマテラスが祭祀の中核をしめる。

⑬ 明治二年一二月に神祇官仮神殿完成の鎮魂際では、

東座に天神地祇

中央座に神産日神・高御産日神・玉積産日神・生産日神・足産日神・大宮壳神・事代主神

西座に歴代皇霊

天皇制論を読み直す(四) (大塚)

天皇制論を読み直す(四)(大塚)

を祀っていた。⁽¹⁹⁾

⑭『大教宣布』(明治三年正月)では、

「朕恭惟 天神 天祖立極垂統 列皇相承繼之述之祭政一致億兆同心⁽²⁰⁾」

とし、

⑮『大教要旨』(明治四年七月)では、

「…神武天皇鴻業ヲ創造シ玉ヒ 崇神天皇四方ヲ経営シ玉フ 御偉績ニ基カセラレ時ニ因リテ宜ヲ制シ大ニ
 変革更張被遊候処大教ノ未浹治ナラサルヨリ民心一ツナラス…」⁽²¹⁾

とある。皇室祭祀にあつて、アマテラス信仰と神武創業の二本立ての方向がおぼろげながらも見えはじめてきた。

ちなみに、岩倉具視は『国事意見書』(明治二年)にあつて、

「一、政体ノ事

万世一系ノ天子上ニ在テ、皇別、神別、蕃別ノ諸臣下ニ在リ、君臣ノ道、上下ノ分既ニ定テ万古不易ナルハ、
 我が建国ノ体ナリ。」⁽²²⁾

と論じており、天皇を頂点としたヒエラルヒーの樹立を提言している。

⑩大嘗祭「告諭」（明治四年三月）では、

「大嘗祭ノ儀ハ、天孫瓊々杵尊降臨ノ時、天祖天照大御神詔シテ豊葦原瑞穂国ハ吾御子ノ所知国ト封ジ玉ヒ、及齋庭ノ穂ヲ授ケ玉ヒシヨリ、天祖日向高千穂宮ニ天降マシタ々、始テ其稲種ヲ播テ新穀ヲ聞食ス。是レ大嘗・新嘗ノ起源也。²³⁾」

とあり、大嘗の祭神がアマテラスであることを明言している。

⑪「奥羽人民告諭」（明治二年）では、

「天子様ハ、天照皇大神宮様ノ御子孫様ニテ、此世ノ始ヨリ日本ノ主ニマシマシ、神様ノ御位正一位ナド国々ニアルモ、ミナ天子様ヨリ御ユルシ被遊候ワケニテ、誠ニ神サマヨリ尊ク²⁴⁾」

とし、天皇はアマテラスの末裔であることを周知している。

ところで、明治維新にあつては国学者たちが理論的支柱になっていた。維新後は、国学者たちは神祇官にポジションを求めた。

天皇制論を読み直す(四) (大塚)

一六

⑱ 大國隆正は「神祇官本儀」(慶応三年)にあつて、

「朝廷にて天神をまつりたまへることは神武天皇におこり、地祇をまつりたまふことは崇神天皇にはじま
り。⁽²⁶⁾」

「神は天神なり、祇は地神なり。天神多くおはしませど天照大神・高木神をもて主とす。地祇さまざまなれど大物主神をもてむねとす。⁽²⁶⁾」

と論じていた。

⑲ 「神祇官意見」(明治二年頃?)にあつては、

「天皇ノ大本タル皇天二祖ヲ始奉リ、天神地祇ヲ尊崇シ、官中所祭ノ八神、又諸国奉幣祭祀ノ大典ヲ司リ、又列聖ノ御靈ヲ祭祀シ奉リ、本ニ篤クシ給フ。」⁽²⁷⁾

とあり、皇天二祖とは、高御産日神と天照大御神を意味した。

⑳ 三条実美の「神鏡奉遷・教部省設置につき左院建議」(明治四年)にあつては、

「恭しく惟るに 天御中主神は開元造化の主神にして 天照大神は我 皇上の祖神、爾来数千百年 皇統連

綿絶へずして今日に至るは、是我国之万邦に卓絶する所なり。…」

「天照大神の威靈万世に亘つて衰へず、加之 皇上親しく忠孝の大道に基き、祖宗の神徳を継承し給ふの然らしむる所なり。」

「天照大神の神殿を禁城の中央に造立し、国家の大事は神前に於て議定すべき事」

「天御中主神を以て開元造化の主神として、天照大神を以て皇上万世の元祖と仰ぎ奉るべき事」⁽²⁸⁾

などとしている。注目されるのは、祭神論争で、オオクニヌシノミコトが排斥されるとともに、アメノミナカヌシノミコトの存在も薄らいでいく点である。これ以降、皇室神道は皇祖祭祀と皇靈祭祀の二段構えで構成されていくことになる。

(二)自由民権

前期明治国家にあつて、自由民権運動の高まりは帝国憲法の制定や帝国議会の開設に影響を及ぼした。私擬憲法案にあつても、天皇、皇位、アマテラス、神武天皇などにかんして自由闊達な議論がみられた。憲法案のいくつかに目をおしてみた。

①「嚶鳴社憲法草案」(明治一二年か一三年)

「第一条 日本国ノ帝位ハ、神武天皇ノ正統タル今上皇帝陛下ノ皇裔二世伝ス。」⁽²⁹⁾

天皇制論を読み直す(大塚)

天皇制論を読み直す(四)(大塚)

一八

② 「憲法草稿評林」(明治一三—一四年 小田為綱ほか)

「第一条 万世一系ノ皇統ハ日本国ニテ君臨ス。

○万世一系ノ皇統ハ、日本人民ニシテ誰カ冀望セザルモノアランヤ…」⁽³⁰⁾

「第二章 帝位継承

○帝位継承ノ法則タルヤ、我国ニ於テハ最モ注意スベキモノナリ。天照大神ヨリ神孫ニアラザレバ帝位ヲ踐ムコトヲ得ザルトノ遺詔ナルヲ以テ、我日本皇帝ノ大位ハ終ニ覬覦スルモノナシ」⁽³¹⁾

③ 「大日本国憲法」(明治一三年沢辺正彦修ほか)

「第一条 大日本ハ、立憲君主政体ニシテ天照大御神ノ皇統ノ知シ召ス国ナリ。皇統ニアラザレバ天ツ日嗣ヲ継セ給フ可カラズ。

第二条 天皇ハ、神種ナレバ侵スベカラズ」⁽³²⁾

④ 「大日本帝国憲法概略見込書」(明治一三年 筑前共愛会)

「第一条 大日本ノ国体ハ皇太神ノ神孫タル無姓ノ皇統即チ今上○○皇帝ノ系統ヲ推尊シ万世不易ニ皇位ヲ伝へ…」⁽³³⁾

⑤ 「国憲意見」(明治一四年 福地源一郎)

「第一章 帝位

皇統ハ神種ナリ我日本国ノ帝位ハ天照大御神ノ御子孫ノミ天日嗣ニ立セ給フベキ事」⁽³⁴⁾

⑥ 「日本帝国憲法」(明治一四年五日市憲法草案)

「第一章 帝位相統

(一) 日本国ノ帝位ハ神武帝ノ正統タル今上帝ノ子裔ニ世伝ス。」⁽³⁵⁾

⑦ 「私擬憲法案註解」(明治一四年伊藤欽亮)

「恭ク惟フニ、神武帝ノ王業ヲ基ヒシ給ヒシヨリ今ニ至リ二千有余年、一系ノ天子国民統御シ給ヒ、累集積徳以テ今日ニ至ル。」⁽³⁶⁾

⑧ 「国憲私考」(明治一四年 兵庫国憲講習会)

「第一条 日本国ノ帝位ハ神武天皇ノ正統タル今上皇帝ノ皇裔ニ世伝ス」⁽³⁷⁾

⑨ 「私草憲法」(明治一四年永田一三)

「第十条 今上皇帝ノ皇裔ヲ帝位継承ノ正統トス

天皇制論を読み直す(四)(大塚)

今上皇帝ハ天照大神ノ御血統ニシテ即チ帝位ノ正統ニ涉ラセ給フガ故ニ其御子孫ヲ以テ帝位繼承ノ正統ト為シ奉ルハ至当ノ御事ト思惟シ奉ルナリ」³⁸⁾

⑩ 「憲法私案」(明治一六年 小野梓)

「第四条 大日本国ノ皇位ハ必ス神武天皇ノ御胤ヲ立テ御胤ニ非ラサレハ之ニ当ルヲ得ス」³⁹⁾

このように、私擬憲法案には、皇位や日本国の正統性の淵源を天照大御神に求めるものと神武天皇を皇室の祖先として重要視するものとの二系列があった。憲法の基本方針(『岩倉大綱領』)が明確化される以前であるし、神祇関係の制度化、皇室祭祀の形成途上であることなどから、私擬憲法案にあっても皇祖『皇宗』の位置付けに違いがみられたのは当然のことであった。それだけに、「創られた伝統」を模索する活発な動きがみられたのである。ちなみに、政府関係者の憲法案では、

⑪ 「日本国憲按第一次案」(明治九年 元老院)

「第一章 皇帝

第一条 日本帝国ハ万世一系ノ皇統ヲ以テ之ヲ治ム

第二章 皇位繼承

第一条 現今統御スル皇帝ノ子孫タル可キ者ヲ以テ帝位繼承ノ正統ノ裔トシテ帝位ヲ世伝ス」⁴⁰⁾

⑫ 「国憲大綱」(明治一三年 元田永孚)

「一 大日本国ハ天孫一系ノ皇統万世ニ君臨ス」^⑬

⑬ 「憲法草案」(明治一四年 山田顕義)

「天ノ保佑ヲ得祖宗ノ遺詔ヲ承ケ以テ万世一系ノ帝祚ヲ踐メル大日本国天皇^⑭ ……」

⑭ 「憲法草案」(明治一五年 井上毅)

「天ノ明命ヲ承ケ万世一系ノ帝位ヲ踐ミ…」

「第二十二條 日本国ハ万世一系ノ皇統ヲ以テ之ヲ治ム」^⑮

などが注目できよう。

著者は、中央政府は皇位の正統性淵源を包摂化(天照大御神と神武天皇との合祀)することによって民権側の動きを牽制した、と考えたい。

ところで、大日本帝国憲法は欽定憲法として公布される。この点については、

⑮ 井上毅 「欽定憲法考」(明治一四年)論がある。井上は、

天皇制論を読み直す(四)(大塚)

二二

「往時我国ニテ聖徳太子ノ制定セラレタル憲法ノ如キハ尋常法律制度ノ類ニシテ今日ノ所謂憲法ト曰フ同クシテ語ルヘキニ非ス今日ノ所謂憲法ハ八年ノ 聖詔ニ立憲政体ヲ立テント宣ヘル憲法ナリ

立憲政体ノ憲法ヲ頒布スルニ二様ノ異ナルアリ一ハ国君ノ詔勅ノ体裁ヲ用ウル者一ハ立憲代議士ノ名ヲ以テ公布シ或ハ国君ト代議士ト合同シテ公布スル者アリ」⁽⁴⁴⁾

「欽定憲法ノ主義ハ勅命ヲ以テ人民ニ權利ヲ授与スト云ニ在リ」⁽⁴⁵⁾

「立君国ハ国約憲法ヲ用イズ必ず欽定憲法ヲ用ウベシ」⁽⁴⁶⁾

と論じている。大日本帝国憲法を公布するとは、当時にあつてどのような受け止められていたのであろうか。強調したいのは、いままでの国体の確認を大日本帝国憲法でおこなっているにすぎない点である。つまり、憲法は天皇の発する「ノリ」である。典憲体制とは、神話に統治の正当性の淵源を求め、皇位の継承(一萬世一系・皇統)を重視した。つまり、

御告文(皇祖皇宗↑天皇)

上諭(皇祖・皇宗↑天皇↓臣民)

勅語(天皇↓臣民)

という関係性を背景として、天皇から渙発された「ノリ」が大日本帝国憲法なのである。典憲体制は、憲法をもつてしても皇位・天皇・皇室に関して規定することはできない。皇祖皇宗と同一化する天皇が典憲を制定する。皇祖皇宗の意向を受けて天皇が、公布したのが大日本帝国憲法なのである。繰り返言になるが、皇室祭祀の観点にたてば、

大日本帝国憲法は天皇が皇祖皇宗の天意をうけて制定・公布した「ノリ」である。あるいは、帝国憲法は、古来より今日にまでつづく国体を確認したものである。それは、ただ、立憲主義の体裁をとっただけであり、根本は「ノリ」であることになんら変わりはない。

また、統治構造の観点からすれば、明治維新は、徳川宗家の「神祖」から天皇家の「祖神」への大転換をうながした。それは、幕末期に、朝廷権威の回復、東照神君の権威の喪失、それにかわるべき神武天皇祭典の創出がこころみられた。「創られた伝統」の原点がそこにあるわけである。

宗教学（神道学）の観点から、武田秀章は、

「伝統的な神宮の『皇祖神』祭典と、新に成立した神武天皇の『皇宗』祭典が、現身の孝明天皇を中心に、有機的な連関を形成しはじめる。それはいうまでもなく、天皇統治の最高規範を具象化する『皇祖皇宗』結合の形成にほかならない。⁽¹⁷⁾」

とし、さらにつづけて、

「大和・伊勢に行幸、神武天皇陵・神宮を親拝して国家統治の究極的正統性を体現した天皇が、天照大神の遺訓と神武天皇の創業を規範としつつ『親征』に出発、旧体制の変革と新国家の建設（創業）に向けて群臣を導いてゆくという急進的な変革構想である。⁽¹⁸⁾」、と指摘している。このような皇祖Ⅱ皇宗の威霊を受けた天皇こそが正当な皇

位継承者である点、さらに、皇位にある今上天皇が統治権者として正当性を担保している点が明確化される。ところで、「教育勅語」における皇祖皇宗について、井上毅は以下のように語っている。

「肇国天皇ト称ヘ奉ルハ神武天皇ナリ、又崇神天皇ノ詔ニ皇祖トアルハ即チ神武天皇ヲ尊称シタマヘルナリ、故ニ皇統ノ綿系ヲ論ズルトキハ天照大神ヲ皇祖トスベキモ、肇国ノ基始ヲ叙ルニハ、皇祖トハ神武天皇ヲ称ヘ、皇宗トハ歴代ノ帝王ヲ称ヘ奉ルモノニシテ、解セザルベカラス、古典ニ拠レバ天照大神ハ『天シラス神』ニシテ『国シラス神』ニハ非ズ」

明治維新とそれにつづく明治国家の成立にあつて、神武創業にウエイトを置くのであるならば、井上のいうように皇祖⇨神武天皇、皇宗⇨歴代天皇と考えられる。しかし、幕末期からの皇霊祭祀の流れとして、皇祖⇨天照大御神、皇宗⇨神武天皇、皇考⇨孝明天皇と考えたほうがスッキリする。

結論を述べておこう。

- 第一。皇位は、天皇の玉体に皇霊が宿る状態。
- 第二。皇位にある者⇨天皇は、皇祖・皇宗と一系で連なっている(⇨皇統)。
- 第三。アマテラス信仰と神武信仰の二系譜が、⇨皇祖⇨皇宗⇨にあって一元がされた。
- 第四。⇨皇祖⇨皇宗⇨⇨⇨天皇間にあつて、マツロウ論理がみられる。
- 第五。神話の世界が現実の国家統治の淵源として措定されるようになった。

祭祀大権と統治大権を保持する天皇親政は、皇室典範Ⅱ大日本帝国憲法により磐石なものなる。そして、この典憲体制の公的注釈書といえる『憲法義解』が憲法の運用や憲法学の解釈に影響をあたえていく。

(三) 『憲法義解』

引き続き『憲法義解』ならびに『皇室典範義解』における条文と逐条解説をおさえておきたい。とくに、天皇、大権、に関してである。

○「第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之を統治ス」

いうまでもなく、天皇の統治権の由縁を明確化した条文である。これに関して、『義解』では、

「神祖開国以来、時に盛衰ありと雖、世に治乱ありと雖、皇統一系宝祚の隆は天地と与に窮なし。本条首めに立国の大義を掲げ、我が日本帝国は一系の皇統と相依て終始し、古今永遠に互り、一ありて二なく、常ありて変なきことを示し、以て君民の関係を万世に昭かにす。

統治は大位に居り、大権を統べて国土及臣民を治むるなり。古典に天祖の勅を挙げて『瑞穂国是吾子孫王之地宜爾皇孫就而治焉』と云へり。又神祖を称へたてまつりて『始御国天皇』と謂へり。日本武尊の言に、『吾者纒向の日代宮に坐して大八島国知らしめす大帯日子淤斯呂和気天皇の御子』とあり。文武天皇即位の詔に、『天皇か御子のあれまさむ弥継継に大八島国知らさむ次』とのたまひ、又「天下を調へたまひ平けたまひ公民を恵みたまひ撫でたまはむ」とのたまへり。世々の天皇皆此の義を以て伝国の大訓としたまはざるはなく、其の後「御

大八州天皇」と謂ふを以て詔書の例式とはなされたり。所謂「しらす」とは即ち統治の義に外ならず。蓋祖宗の天職を重んじ、君主の徳は八州臣民を統治するに在て一人一家に享奉するの私事に非ざることを示されたり。此れ乃憲法の拠て以て其の基礎と為す所なり。⁽³⁹⁾

と解説している。天皇の統治大権は天祖、神祖に淵源するものであり、この万世一系こそが日本の統治の正統性にほかならないものである。

○「第二条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス」

天皇の位は、帝国憲法で規定されるのではない。皇位は、皇室典範の規定に依拠する。皇室典範の制定は、天皇の権限による。それだけに、帝国憲法上の天皇の統治大権よりも上位(法)として位置づけられよう。『義解』では、

「皇位の繼承は祖宗以来既に明訓あり。以て皇子孫に伝へ、万世易ふること無し。若夫繼承の順序に至ては、新に勅定する所の皇室典範に於て之を詳明にし、以て皇室の家法とし、更に憲法の条章に之を掲ぐることを用いざるは、将来に臣民の干渉を容れざることを示すなり。⁽⁴¹⁾」

「皇男子孫とは祖宗の皇統に於れる男系の男子を謂ふ。⁽⁴²⁾」

などと記述している。皇位は男系であることが、最大の要件である。

○「第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」

天皇の地位は、神聖である。その意味は、宗教的であるとともに法的である。ここらあたりの説明として、『義解』では、

「天地剖判して神聖位を正す。蓋天皇は天縦惟神至聖にして臣民群類の表に在り。欽仰すべくして干犯すべからず。故に君主は固より法律を敬重せざるべからず。而して法律は君主を責問するの力を有せず。独不敬を以て其の身体を干瀆すべからざるのみならず、併せて指斥言議の外に在る者とす⁽³⁵⁾。」

と説明がほどこされている。

○「第四条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リテ之ヲ行フ」 天皇は元首であり、統治権を有し、憲法を遵守する。法治国家の大原則が採用されている。この天について『義解』は、

「統治の大権は天皇之を祖宗に承け、之を子孫に伝ふ。立法・行政百揆の事、凡そ以て国家に臨御し、臣民を*撫する所の者、一に皆之を至尊に総べて其の綱領を攬らざることなき⁽³⁴⁾」

「憲法を親裁して以て君民俱に守るの大典とし、其の条規に遵由して遵らず遺れざるの盛意を明かにしたまふは、即ち、自ら天職を重んじて世運と俱に永遠の規模を大成する者なり。蓋統治権を総攬するは主権の体なり。憲法の条規に依り之を行ふは主権の用なり。体有りて用無ければ之を専制に失ふ。用有りて体無ければ之を散漫に失ふ⁽³⁵⁾。」

「国家の大権大別して二となす。曰、立法権・行政権。而して司法の権は実には行政権の支派たり。三権各々其の機関の輔翼に依り之を行ふこと一に皆元首に淵源す。蓋国家の大権は之を国家の覚性たる元首に総べされば、以て其の生機を有つこと能はざるなり。憲法は即ち国家の各部機関に向て適當なる定分を与へ、其の経絡機能を有たしむる者にして、君主は憲法の条規に依りて其の天職を行ふ者なり。」⁽⁵⁶⁾

などと解説している。憲法上の天皇の地位ならびに権能に関して詳細に論じているのが、特徴的である。

○「第八条 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議會閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝国議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ」

天皇が統治大権を保持していることから、いくつかの緊急大権を行使できることになっている。代表的なのが、緊急勅令である。『義解』では、

「国家一旦急迫の事あるに臨み、又は国民凶荒痛疫及其他の災害あるに当て、公共の安全を保ち、其の災厄予防救済する為に、力の及ぶ所を極めて必要の処分を施さざることを得ず。此の時に於て議會偶々開会の期

に在らざるに当ては、政府は進で其の責を執り、勅令を發して法律に代へ、遺計無らしむるは國家自衛及保護の道に於て固より已むを得ざるに出る者なり。」⁽⁸⁷⁾

「本条に勅令を以て法律に代ふることを許すは、緊急時機の為に除外例を示すなり。是を緊急命令の權とす。抑々緊急命令の權は憲法の許す所にして又憲法の尤も濫用を戒むる所なり。憲法は公共の安全を保持し又は災厄を避くる為の緊急なる必要に限り、此の特權を用いることを許し、而して利益を保護し幸福を増進するの通常の理由に因り之を濫用することを許さず。：若政府にして此の特權に託し、容易に議会の公議を回避するの方便となし、又以て容易に規定の法律を破壊するに至ることあらば、憲法の条規は亦空文に歸し、一も臣民の為に保障を為すこと能はざらむとす。故に本条は又議會を以て此の特權の監督者たらしめ、緊急命令を事後に検査して之を承認せしむべきことを定めたり。」⁽⁸⁸⁾

との解釈が提示されている。

○「第九条 天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス」⁽⁸⁹⁾ いわゆる執行命令に關しての規定である。『義解』では、

「本条は行政命令の大權を掲ぐるなり。蓋法律は必議會の協贊を経、而して命令は専ら天皇の裁定に出づ。命令の由て發する所の目的二あり。一に曰。法律を執行する為の処分並詳節を規定す。二に曰。公共の安寧秩

序を保持し及臣民の幸福を増進する為の必要に於てす。此れ皆至尊行政の大権に依り、立法の軌轍に由らずして一般遵由の条規を設くることを得る者なり。⁽⁵⁹⁾

「命令は均く至尊の大権に由る。而して其の勅裁に出て親署を経る者之を勅令とす。其の他閣省の命令は皆天皇大権の委任に由る。本条に命令を発し又は発せしむと謂へるは、此の両般の命令を兼ねて之を指言するなり。⁽⁶⁰⁾」

「本条に掲ぐる行政命令は以て法律の範囲の内に処分し、又は法律の曠闕を補充することを得るも、法律を變更し、及憲法に特に掲げて法律を要する所の事件を規定することを得ず。行政命令は常に用いる所にして、緊急命令は変に処する所なり。⁽⁶¹⁾」

との叙述がみられる。

○「第十四条 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」

戒嚴大権についての条文である。戒嚴に関しては、『戒嚴令』ならびに『枢密院官制』が関係してくるが、『義解』にあつては、

「戒嚴は外敵内変の時機に臨み、常法を停止し、司法及行政の一部を挙げて之を軍事処分⁽⁶²⁾に委ねる者なり。本条は戒嚴の要件及効力を以て法律の定むる所とし、其の法律の条項に準拠して時に臨て之を宣告し又は其の

宣告を解くは之を至尊の大権に帰したり。要件とは戒嚴を宣告するの時機及区域に於ける必要なる限局及宣告する為の必要なる規程を謂ふ。効力とは戒嚴を宣告するの結果に依り権力の及ぶ所の限界を謂ふ。⁽⁶²⁾

と解説しているところである。

○「第二十八条 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」

天皇制国家にあつては、皇室祭祀が国家宗教の中核をしめることになる。これとは、別にして信教の自由が憲法上規定される。『義解』では、

「異宗の人を戮辱し或は公権私権の享受に向て差別を設くるの陋習は既に史乗過去の事として…復其の跡を留めざるに至れり。此れ乃ち信教の自由は之を近世文明の一大美果として看ることを得べく、而して人類の尤至貴至重なる本心の自由と正理の伸長は、数百年間沈淪茫昧の境界を経過して、纔に光輝を發揚するの今日に達したり。⁽⁶³⁾」

「本心の自由は人の内部に存する者にして、固より国法の干渉する区域の外に在り。而して国教を以て偏信を強ふるは尤も人知自然の發達と學術競進の運歩を障害する者にして…⁽⁶⁴⁾」

と認定している。

○「第三十一条 本章ニ掲ケタル条規ハ戦時又ハ国家事変ノ場合ニ於テ天皇大権ノ施行ヲ妨クルコトナシ」

天皇制論を読み直す(大塚)

非常大権の規定である。『義解』にあつては、

「憲法に於て臣民の権利を保明する者なり。」⁽⁶⁵⁾

「憲法は猶非常の変局の為に非常の例外を掲ぐることを怠らず。蓋し国家の最大目的は其の存立を保持するに在り。∴国権は危難の時機に際し国家及国民を救済して其の存立を保全する為に唯一の必要方法ありと認むるときは、断じて法律及臣民権利の一部を犠牲にして以て其の最大目的を達せざるべからず。此れ乃元首の権利なるのみならず、亦其の最大義務たり。」⁽⁶⁶⁾

「各国総て皆戦時の為に必要なる処分を施行するは誣ふべからざるの事実なればなり。但し、常変の際、間に髪を容るゝこと能はず。夫の時機の必要に非ずして妄に非常権に推托し以て臣民の権利を蹂躪するが如きは、各国憲法の決して許さざる所なり。蓋正条に非常権を掲げ及其の要件を示す者は非常の時機の為に憲法上の空欠を遺すことを肯むぜざるなり。」⁽⁶⁷⁾

などの解説がほどこされるが、非常大権に関しての理解は憲法制定時にはさほど深いものではなかった。非常大権については、昭和前期の段階でクローズアップされる。この点は、後述したい。

○「第七十三条 将来此ノ憲法ノ条項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅令ヲ以テ議案ヲ帝国議會ノ議ニ付スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ総員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ為スルコトヲ得ス」

憲法改正条項である。『義解』では、

「憲法は我が天皇の親しく之を制定し、上祖宗に継ぎ、下後世に遺し、全国の臣民及臣民の子孫たる者をして其の条則に遵由せしめ、以て不磨の大典となす所なり。故に憲法は紛更を容せず。⁽⁸⁸⁾」

「国体の大綱は万世に亙り永遠恒久にして移動すべからずと雖も、政制の節目は世運と俱に事宜を酌量して之を變通するは亦已むべからざるの必要たらずむばあらず。本条は将来に向て此の憲法の条項を改定するの事あるを禁せず。⁽⁸⁹⁾」

「憲法は天皇の独り親ら定むる所なり。故に改正の権は亦天皇に属すべければなり。改正の権既に天皇に属す。而して仍之を議會に付するは何ぞや。一たび定まるの大典は臣民と俱に之を守り、王室の専意を以て之を變更することを欲せざるなり。⁽⁹⁰⁾」

「議會は議案の外の条項に連及して議決することを得ざるべきなり。又議案は直接又は間接に憲法の主義を變更するの法律を議決して以て本条の制限を逃るゝことを得ざるべきなり。⁽⁹¹⁾」

などの解釈が示されている。憲法の発議、改正の権限などはすべて天皇の権限に属している。不磨の大典からして、当然のことであった。

(四) 『皇室典範義解』

『皇室典範』の位置付けに関しては、以下のとおりの注釈がほどこされている。

「祖宗国を肇め、一系相承け、天壤と与に無窮に垂る。此れ蓋言説を仮らずじて既に一定の模範あり。以て不易の規準たるに因るに非ざるはなし。今人文漸く進み、遵由の路必憲章に依る。而して皇室典範の成るは実に祖宗の遺意を明徴にして子孫の為に永遠の銘典を胎す所以なり。

皇室典範は皇室自ら其の家法を条定する者なり。故に公式に依り之を臣民に公布する者に非ず。而して将来已むを得ざるの必要に由り其の条章を更定することあるも、亦帝国議会の協賛を経るを要せざるなり。蓋皇室の家法は祖宗に承け、子孫に伝ふ。既に君主の任意に制作する所に非ず。又臣民の敢て干渉する所に非ざるなり。」⁽²⁾

典憲体制にあつては、皇室典範が大日本帝国憲法よりも上位法として位置付けられていることが特徴的である。

○第一条「大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス」

皇位に關しての規定である。『皇室典範義解』では、

「皇位の繼承は祖宗以来既に明訓あり。和氣清麻呂還奏の言に曰、「我國家開闢以來、君臣分定*、以臣為君未之有也、天之日嗣、必立皇緒」と。

皇統は男系に限り女系の所出に及ばざるは皇家の成法なり。⁽¹³⁾ …」

「祖宗の皇統とは一系の正統を承くる皇胤を謂ふ。而して和氣清麻呂の所謂皇緒なる者と其の解義を同くする者なり。皇統にして皇位を継ぐは必ず一系に限る。⁽¹⁴⁾」

「祖宗以来皇祚継承の大義*焉として日星の如く、万世に亙りて易ふべからざる者、蓋左の三大則とす。

第一 皇祚を踐むは皇胤に限る。

第二 皇祚を踐むは男系譜に限る。

第三 皇祚は一系にして分裂すべからず。⁽¹⁵⁾」

として、克明に論じている。

○第二条 「皇位ハ皇長子ニ伝フ」

○第三条 「皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ伝フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ伝フ以下皆之ニ例ス」

皇統は、男子により継承されていく。この点について、『皇室典範義解』では、

「祖宗以来子孫直系相伝へ、長幼序に従ふを以て、天位継承の正法とす。」

「長子の子孫は次子に先だつは宗統を重んずるなり。長子の子孫在らざるに至て、始めて次子に移る。次子の子孫の第三子以内に於けるも亦同例とす。⁽¹⁶⁾」

と解している。

○第十条 「天皇崩スルトキハ皇嗣則チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク」

いわゆる、*accession*に関する規定である。『皇室典範義解』では、

「神祖以来鏡、劍、璽三種の神器を以て皇位の御守りと為したまひ、歴代即位の時は必神器を承くるを以て例とせられたり。⁽¹⁷⁾」

「上古は踐祚即ち即位にして両事ニ非ず。令義解に『天皇即位、謂之踐祚、祚、位也』とある、…此の時より踐祚の日に神器を奉られたり。⁽¹⁸⁾」

「本条は皇位の一日も曠闕すべからざるを示し、及神器相承の大義を掲げ、以て旧章を昭明にす。⁽¹⁹⁾」

「本条に踐祚を以て先帝崩御の後に即ち行はるゝ者と定めたるは、上代の恒典に因り中古以来讓位の慣例を改むる者なり。⁽²⁰⁾」

と説明している。

○第十一条 「即位ノ礼及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ」

いわゆる、*succession*に関する規定である。『皇室典範義解』において、

「天智天皇称制の後更に即位の礼を行はれし以来、歴代相因るの大典となれり。⁽²¹⁾」

「即位の式は太極殿にて行はれ、冕服を服し、高御座に即きたまふ。冷泉天皇御惱に由り紫宸殿にて行はる。其の後太極殿災廢して、或は太政官庁にて行はれ、或は南殿（即、紫宸殿）にて行はれたり。」⁸²⁾

「本条に京都に於て即位の礼及大嘗祭を行ふことを定むるは、大礼を重んじ、遺訓を恪み、又本を忘れざるの意を明にするなり。」⁸³⁾

「大嘗の祭は神武天皇元年以来歴代相因て大典とはせられたり。蓋天皇位に即き天祖及天神地祇を請饗せらるゝの礼にして、一世に一たび行はるゝ者なり。」⁸⁴⁾

とされている。いうまでもなく、『登極令』『立儲令』『皇室成年式令』『皇室喪儀令』などのいわゆる皇室令制と関係してくる。

以上のように整理してみたように大日本帝国憲法ならびに皇室典範に関して、『義解』にあつて詳細な解説がほどこされていた。これらを受けて、憲法ならびに典範に関して、大日本帝国憲法体制にあつて、憲法学者たちはどのような議論を繰り広げていくのであろうか。さつそく、次号から憲法学者たちの所論を検討してみたい。

- (1) 鈴木安蔵『日本憲法学史研究』勁草書房 一九七五年参照。
- (2) 宮沢俊義校註『憲法義解』岩波書店 一九九七年 二二頁。
- (3) 同上二二頁。
- (4) 同上二四三―二四四頁。
- (5) 同上二二八頁。

天皇制論を読み直す(四)(大塚)

- (6) 同上二二九頁。
- (7) 同上二二九頁。
- (8) 同上二二九頁。
- (9) 同上二二九頁。
- (10) 坂本太郎校注『日本書紀(二)』岩波書店 一九九九年 一九八―二〇〇頁。
- (11) 宮内庁蔵版『孝明天皇(第二)』平安神宮 一九六七年 九二―二頁。
- (12) 同上九二―三頁。
- (13) 前田好問編『岩倉公実記(中)』原書房 一九六八年 六〇頁。
- (14) 同上二四八頁。
- (15) 同上二二九頁。
- (16) 同上五三六頁。
- (17) 宮内庁『明治天皇記(第二)』吉川弘文館 一九六八年 一四四―一四五頁。
- (18) 『岩倉公実記(中)』五三七頁。
- (19) 『明治天皇記(第二)』二二九頁。
- (20) 同上二四八頁。
- (21) 同上四九一頁。
- (22) 江村栄一校注『日本近代思想大系九 憲法構想』岩波書店 一九八八年 四五頁。

- (23) 遠山茂樹校注『日本近代思想大系二 天皇と華族』岩波書店 一九八八年 一三頁。
- (24) 同上二八頁。
- (25) 安丸良夫・宮地正人校注『日本近代思想大系五 宗教と国家』岩波書店 一九八八年 三頁。
- (26) 同上四頁。
- (27) 同上二五頁。
- (28) 同上二五頁。
- (29) 江村栄一校注『日本近代思想大系九 憲法構想』九七頁。
- (30) 同上二〇三頁。
- (31) 同上二〇七頁。
- (32) 同上二二五頁。
- (33) 『明治前期の憲法構想』一〇八頁。
- (34) 同上二三八頁。
- (35) 『憲法構想』一三二頁。
- (36) 同上二四七頁。
- (37) 『明治前期の憲法構想』一九二頁。
- (38) 同上二〇〇頁。
- (39) 同上三〇六頁。

天皇制論を読み直す(四)(大塚)

- (40) 同上七〇頁。
- (41) 同上二一七頁。
- (42) 同上二六一頁。
- (43) 同上二八〇―二八一頁。
- (44) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝(資料篇第一)』国学院大学図書館 一九八六年 一二三頁。
- (45) 同上二二四頁。
- (46) 同上二二四頁。
- (47) 武田秀章『維新时期天皇祭祀の研究』大明堂 一九九六年 七〇頁。
- (48) 同上七〇頁。
- (49) 山住正巳校註『日本近代思想大系六 教育の大系』岩波書店 一九九〇年 四一二頁。
- (50) 宮沢俊義校註『憲法義解』岩波書店 一九九七年 一二―二三頁。
- (51) 同上二五頁。
- (52) 同上二五頁。
- (53) 同上二五頁。
- (54) 同上二六一―二七頁。
- (55) 同上二七頁。
- (56) 同上二七頁。

- (57) 同上三一頁。
- (58) 同上三一—三三頁。
- (59) 同上三四頁。
- (60) 同上三四—三五頁。
- (61) 同上三五頁。
- (62) 同上四一頁。
- (63) 同上五九頁。
- (64) 同上五九頁。
- (65) 同上六三頁。
- (66) 同上六三頁。
- (67) 同上六四頁。
- (68) 同上二〇—二二頁。
- (69) 同上二二頁。
- (70) 同上二二頁。
- (71) 同上二二—二三頁。
- (72) 同上二七頁。
- (73) 同上二八頁。

天皇制論を読み直す(四)(大塚)

天皇制論を読み直す(四)(大塚)

- (74) 同上二二八頁。
 (75) 同上二二八頁。
 (76) 同上二三〇頁。
 (77) 同上三三六頁。
 (78) 同上三三六頁。
 (79) 同上三三七頁。
 (80) 同上三三七頁。
 (81) 同上三三九頁。
 (82) 同上三三九頁。
 (83) 同上三三九―一四〇頁。
 (84) 同上三三九―一四〇頁。